

④高齢者の権利擁護

⑤介護保険事業の適切な運営

⑥地域包括支援センターによる介護サービスの充実

⑦質の高い介護サービスの展開

施策3 障がい者(児)福祉の確立

目標：住み慣れた地域で自立した生活を送る障がい者(児)を増やします。

1 障がい者(児)への理解

①心のバリアをなくす市民意識の醸成：障がいのある人もない人も全ての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めます。

2 障がい者(児)の自立支援

- ①生活支援の充実
 - ②相談支援体制の充実
 - ③ボランティアの育成支援
 - ④療育体制の整備
 - ⑤就労支援の充実
 - ⑥生活環境の整備
- #### 3 障がい者(児)の社会参加の促進

①障がい者団体などの活動支援：障がい者団体と連携を図りながら、社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。
②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成

施策4 自立した暮らしへの支援

目標：生活基盤の弱い立場にある市民の生活安定と経済的自立の促進を図ります。

ひとり親家庭などの社会参加機会の拡大や生活の安定・向上を図ります。

1 自立した暮らしへの支援

- ①生活安定対策の推進：民生委員児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者への就労支援、その他の自立の支援に関する相談、生活上の問題を抱える市民への相談や支援に努めます。
- ②ひとり親家庭への支援

施策5 暮らしの安心を支える制度

目標：疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査や健康増進事業を展開します。

1 安心を支える確かな制度

- ①社会保障制度の適切な運用など：国民健康保険制度や後期高齢者医療制度などの公的医療保険制度を適切に運営し、加入者の保険給付や疾病予防、健康増進に取り組みほか、国民年金の制度の周知に努め、国などが実施する各種社会保障制度の適正な運用を推進します。

第2節 市民一人ひとりが生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる

施策1 市民の主體的な健康づくり意識の確立

目標：自らの健康は自らが守るという意識を醸成し、市民が主體的に健康づくりに取り組むことにより健康で元気に生活できる期間(健康寿命)を伸ばします。

1 健康づくり運動の推進

- ①適切な生活習慣の普及：市民の健康意識の醸成に努めます。
- ②食を通じた健康づくりの推進

施策2 保健予防活動の充実

目標：市民が生涯にわたり心身の健康を確保できるよう、ライフステージ(生涯各期)に応じた適切な保健予防活動を推進します。

- 1 成人保健の充実
 - ①各種検診の充実と受診率の向上：健康診査や各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促します。
 - ②生活習慣病の予防に向けた特定健診・特定保健指導の充実
- 2 母子保健の充実
 - ①妊娠期・乳幼児期の一貫した子育て支援の充実
 - ②母子の歯科保健の充実
- 3 予防医療(感染症対策)の充実
 - ①感染症の知識の普及啓発
 - ②予防接種の接種率の向上

施策3 地域医療の充実

目標：市民がいつでも、適切な医療サービスを受けることができるよう地域医療体制の確保と救急医療体制を整備します。

1 地域医療体制の確保

- ①地域医療体制の確保：市民の多様な医療需要に応えるため、かかりつけ医の普及に努めるとともに、医療機関の役割分担と連携の促進に努め、きめ細かな医療体制の確立を図ります。

2 救急医療体制の整備

- ①救急医療体制の整備
- ②救急救命体制の整備



▲乳幼児の歯科相談



▲乳幼児の健康診査